

公 告

下記の事業について、一般競争入札を行うので、静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成17年静岡市規則第87号）第3条の規定に基づき公告する。

令和4年5月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

記

1 入札執行者

静岡市長 田辺 信宏

2 担当窓口

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所 清水庁舎5階

静岡市経済局海洋文化都市推進部海洋文化都市政策課

電話番号 054-354-2662

FAX番号 054-353-1022

電子メール kaiyou-toshi@city.shizuoka.lg.jp

3 競争入札に付する事項

(1) 事業名

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 施行場所

静岡市清水区日の出町32番、36番2、3、4、5

(3) 業務範囲

本事業を実施する事業者として市が決定した落札者は、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」(Special Purpose Company) という。）を設立する。SPCは本事業の実施にあたって、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営に係る業務を行う。

SPC自らが実施する業務及びSPCが構成員及び協力企業に委託して実施する業務を「SPC自らが実施する業務」とする。また、SPCが東海大学へ委託する業務を「東海大学が実施する業務」とする。

各業務の具体的な業務の内容及びその他詳細については、「要求水準書」を参照すること。

ア SPC自らが実施する業務範囲

- (ア) 設計業務
- (イ) 建設業務
- (ウ) 工事監理業務
- (エ) 開業準備業務
- (オ) 維持管理業務
- (カ) 運營業務

イ 東海大学が実施する業務範囲

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から令和23年3月までの期間とする。

(5) 上限価格

本事業の入札においては、上限価格を下記のとおり事前公表することとする。

上限価格：169億6,000万円（消費税等を含む。）

（内、東海大学委託料39億4,400万円（消費税等を含む。））

この「上限価格」は、市がSPCに支払うサービス対価の総額である。

なお、各年度の東海大学委託料は以下に示す金額を上限とし、今後、市、SPC、東海大学が実施する三者協議により、最終的な委託料を決定するものとする。

令和5年度 1億4,030万円（消費税等を含む。）

令和6年度 1億4,030万円（消費税等を含む。）

令和7年度 1億4,030万円（消費税等を含む。）

令和8年度～令和22年度 35億2,310万円（消費税等を含む。）

（各年度平均 2億3,487万3,333円（消費税等を含む。））

(6) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価方式により行う。

4 入札参加者に関する条件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、次のとおりとする。

ア 入札参加者

入札参加者は、本施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる複数の企業等により構成されるグループとする。

※工事監理業務にあたる者と、建設業務にあたる者を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

※「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

イ 構成員

構成員とは、入札参加者を構成し、SPCに対して出資を行う企業であり、参加表明書等への明記を求める企業とする。

ウ 代表企業

構成員のうち、入札参加者を代表する企業とする。なお、代表企業は以下の要件を満たすこと。

(ア) 本事業における入札手続を行うこと。

(イ) 事業期間にわたり、SPCに対する出資割合を最大とすること。

エ 協力企業

協力企業とは、入札参加者を構成し、構成員以外の企業であってSPCから本事業における業務を直接受託する企業であり、参加表明書等への明記を求める企業とする。

オ 留意事項

(ア) 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業とはならない。ただし、市がSPCとの事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の協力企業が、SPCの業務等を支援及び協力することは可能とする。

(イ) 参加表明書等の提出後、入札参加者の構成員及び協力企業の変更は認めない。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りではない。

(ウ) 本事業の協力団体である東海大学は、SPCに対して出資を行わず、SPCから本事業における業務を直接受託する者であるが、本事業の入札参加者には含まれず、落札者の決定後速やかに組成される事業コンソーシアムに含まれる。よって、どの入札参加者においても、東海大学を事業コンソーシアムに含めることを前提とした提案とすること。

(2) 構成員及び協力企業の要件

ア 一般的要件

構成員及び協力企業は、いずれも以下の要件を満たすこと。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (イ) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条に示される欠格事由に該当しないこと。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない、又は申立てをされていないこと。ただし、更生開始手続又は再生開始手続が決定された場合を除く。
- (エ) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。
- (オ) 入札参加資格確認基準日において、消費税を滞納していないこと。
- (カ) 静岡市内に営業所等を有する者にあつては、直近の事業年度において法人市民税又は固定資産税を滞納していないこと。
- (キ) 市が本事業のために設置する選定審査会の委員が属する組織及び企業並びにこれらの者と資本面又は人事面において関連がないこと。

イ 各業務に当たる者の要件

入札参加者のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

(ア) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、以下に示す要件に該当するものとする（dにおいて、新築、増築の実績を有する場合は、eの業務実績は除く。）。

設計業務に当たる者が複数である場合、いずれの企業においても以下に示すa、b、cの要件を満たしていること。なお、dからfまでの要件は設計業務にあたる者のうちの1者が満たせば良いものとする。

- a 令和4・5年度において、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成17年静岡市告示第43号）に基づく資格の認定（以下、「資格認定」という。）を受けていること（参加資格確認申請書の提出期限までに競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、かつ、入札執行日において市が発注する建設業関連業務の委託契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について、資格者として認定されている者を含む。）。
- b 資格認定において、建築関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。
- c 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所

の登録の受けていること。

- d 平成13年度以降に、水族館施設又は水族館類似施設（観覧プールを含む。）の設計業務を履行した実績を有すること。その実績は、新築、増築、施設内の新設又は全面リニューアルにおいて延床面積4,750㎡以上（増築の場合、増築部分の延床面積4,750㎡以上）のものとする（ただし、共同企業体の構成員としての設計業務を実績とする場合は、その共同企業体に最大出資していた構成員に限り、本要件の実績を有する者とみなす。）。
- e 平成23年度以降に、教育文化施設（不特定の者の利用に供する施設に限る。以下同じ。）の設計業務を履行した実績を有すること。その実績は、新築において延床面積4,750㎡以上のものとする（ただし、共同企業体の構成員としての設計業務を実績とする場合は、その共同企業体に最大出資していた構成員に限り、本要件の実績を有する者とみなす。）。
- f 平成23年度以降に、展示面積1,700㎡以上の科学館、博物館、美術館又は博物館類似施設の展示設計業務を履行した実績を有すること。

(イ) 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、以下に示す要件に該当するものとする（eにおいて、新築、増築の実績を有する場合は、fの業務実績は除く。）。

建設業務に当たる者が複数である場合、いずれの企業においても以下に示すaからdまでの要件を満たしていること。なお、eからgまでの要件は建設業務に当たる者のうちの1者が満たせば良いものとする。

- a 令和3・4年度において、資格認定を受けていること（参加資格確認申請書の提出期限までに競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、かつ、入札執行日において、静岡市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について、資格者として認定されている者を含む。）。
- b 資格認定において、建築一式工事の認定を受けていること。なお、電気工事、管工事（空調工事及び衛生工事をいう。以下同じ。）、展示工事を分担して業務を実施する場合は、分担して実施する工事について認定を受けていること。
- c 令和3・4年度における資格認定において、市が通知した資格審査結果通知書の総合点が建築一式工事について855点以上であること。なお、電気工事を分担して業務を実施する者は電気工事について856点、管工事を分担して業務を実施する者は管工事について761点、展示工事を分担して業務を実施する者は内装仕上工事について

1,000点以上であること。

- d 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- e 平成13年度以降に、水族館施設又は水族館類似施設（観覧プールを含む。）の建設業務を履行した実績を有すること。その実績は、新築、増築、施設内の新設又は全面リニューアルにおいて延床面積4,750㎡以上（増築の場合、増築部分の延床面積4,750㎡以上）又は水量500t以上を扱うものとする（ただし、共同企業体の構成員としての建設業務を実績とする場合は、出資比率20%以上のものに限る。）。
- f 平成23年度以降に、教育文化施設の建設業務を履行した実績を有すること。その実績は、新築において延床面積4,750㎡以上を扱うものとする（ただし、共同企業体の構成員としての建設業務を実績とする場合は、出資比率20%以上のものに限る。）。
- g 平成23年度以降に、展示面積1,700㎡以上の科学館、博物館、美術館又は博物館類似施設の展示施工業務を履行した実績を有すること。

※展示施工とは、展示設計業務で作成された設計図書に基づく施工をいう。

(ウ) 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、以下に示す要件に該当するものとする。

上記（ア）設計業務に当たる者と同じの資格要件とする。ただし、dからfまでの業務実績については、工事監理業務の実績を資格要件とする。

(エ) 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、以下に示す要件に該当するものとする。

維持管理業務に当たる者が複数である場合、いずれの企業においても以下に示すaの要件を満たしていること。なお、b及びcの要件は維持管理業務にあたる者のうちの1者が満たせば良いものとする。

- a 令和4・5年度において、静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成15年静岡市告示第46号）に基づく資格の認定を受けていること（参加資格確認申請書の提出期限までに競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、かつ、入札執行日において、静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格について、資格者として認定されている者を含む。）。
- b aの認定において、建築物環境衛生管理業務（建築物環境衛生管理監督業務）の認定を受けていること。
- c 平成23年度以降に、延床面積4,750㎡以上の施設の維持管理業務を履行した実績があること（ただし、1年間以上継続したのものに限る。）。

(オ) 運営業務に当たる者

運営業務に当たる者は、以下に示す要件に該当するものとする。

なお、運営業務に当たる者が複数である場合、運営業務に当たる者のうちの1者が満たせば良いものとする。

- a 平成23年度以降に、博物館法（昭和26年法律第285号）上の登録博物館（第2条第1項）、博物館相当施設（第29条）又は博物館類似施設における運営業務を履行した実績があること（ただし、1年間以上継続したものに限る。）。

(3) 参加資格確認基準日

入札参加者の備えるべき参加資格に関する確認基準日（以下「参加資格確認基準日」という。）は、参加表明書等の提出日から当該確認審査結果の通知日までとする。

(4) 参加資格の喪失

参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業が上記（2）に示す要件を欠くに至った場合には、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。

ただし、以下の場合において記載の要件を満たした場合又は市が認めた場合にはこの限りではない。

ア 参加資格確認基準日から入札書等及び事業提案書提出日の前日までに参加資格を喪失した場合、参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「入札法人」という。）のうち、1ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員若しくは協力企業として加えた上で、入札参加者の再編成を市に申請し、入札書等及び事業提案書の提出締切日までに市が認めた場合。ただし、残存法人のみで入札参加者の再編成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで本書に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要である。また、喪失法人が代表企業であった場合には、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

イ 入札書等及び事業提案書の提出締切日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合上記アと同様とする（なお、「提案書類の提出日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、入札法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

5 入札手続に際して公表する書類等

入札手続に際して公表する書類は、市ホームページにより公表を行うものとする。

(1) 入札手続についての市の担当窓口

入札手続についての市の担当窓口は以下のとおりである。また、各手続、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

静岡市 経済局 海洋文化都市推進部 海洋文化都市政策課 海洋ミュージアム建設室

TEL : 054-354-2662

FAX : 054-353-1022

電子メール : kaiyou-toshi@city.shizuoka.lg.jp

(2) 交付期間

令和4年5月31日（火）から令和4年7月20日（水）午後4時まで

(3) 交付方法

電子データを無償で交付する。

静岡市経済局海洋文化都市推進部海洋文化都市政策課内ホームページに掲載する。

6 入札参加資格確認申請書等の受付

入札参加表明書及び競争入札参加資格確認申請書の受付を以下の要領で行う。

(1) 受付期間

令和4年5月31日（火）から令和4年7月29日（金）午後4時まで

(2) 受付場所

上記2に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

(4) 参加資格確認審査結果の通知

令和4年8月5日（金）までに代表企業に対して書面にて通知する。

7 入札書類および事業提案書の受付

(1) 受付日時

令和4年10月18日（火）から令和4年10月24日（月）午後4時まで

(2) 受付場所

上記2に同じ。

(3) 提出方法

持参により提出すること。

(4) 開札日

開札日、開札時間、開札場所等の詳細は、別途入札参加者に通知する。

(5) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(6) 契約保証金

市は、事業契約に基づいてSPCが実施する業務の履行を確保するため、静岡市契約規則(平成15年静岡市規則第47号)第35条の規定に基づき、事業契約の保証を求める。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設整備費相当分(ただし、施設整備業務に関する金利支払額を除く。)の100分の10以上とする。

ア 契約保証金の納付

イ 履行保証保険の付保

ウ 有価証券その他の担保の提供

(ア) 有価証券の提供

(イ) 金融機関又は保証事業会社の保証

(7) 入札の無効

入札説明書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(8) 落札者の決定方法

別添「(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業落札者決定基準」に記載のとおりとする。

(9) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(2) 本事業の事業契約については、落札者が設立したSPCと仮契約を締結した上、静岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成15年静岡市条例第54号)第2条の規定等による市議会の議決があったとき、本契約が成立する。

(3) その他詳細は入札説明書による。

9 Summary

(1) Subject matter of the contract:

PFI-based design, construction, maintenance and operation of the maritime culture facility.

(2) All applications must be submitted either by mail or directly to the City of Maritime Culture Policy Division.

1. The period for initial application to qualify for consideration is from May 31th, 2022 to 4:00PM on July 29th, 2022.

2. The period for submission of final proposal is from Oct 18th, 2022 to 4:00PM on Oct 24th, 2022.

(3) Department in charge

“City of Maritime Culture” Policy Division, Shizuoka City Hall Shimizu Offices,
6-8, Asahi-cho, Shimizu-ku, Shizuoka-shi, 424-8701, Japan

Tel: 054-354-2662

E-mail: kaiyou-toshi@city.shizuoka.lg.jp

(4) Language for making inquiries: Japanese

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム
整備運営事業

落札者決定基準

令和4年5月

静岡市

目 次

1. 総則	1
(1) 落札者決定基準の位置付け	1
2. 事業者選定の概要	1
(1) 事業者選定の方法	1
(2) 審査の進め方	1
(3) 選定審査会	1
(4) 審査手順	2
3. 参加資格審査	3
4. 提案審査	3
(1) 基礎審査	3
(2) 総合評価審査	4
5. 落札者の決定	5
別表 提案内容審査における評価項目及び評価の視点	6

1. 総則

(1) 落札者決定基準の位置付け

本落札者決定基準（以下「決定基準」という。）は、静岡市（以下「市」という。）が（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者の入札、選定に当たり、入札参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法および基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2. 事業者選定の概要

(1) 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とする。

本事業における事業者の選定は、設計、建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効果的かつ効率的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要があることから、設計、建設、運営・維持管理の事業計画における業務遂行能力、資金計画及びリスク管理を含む市の財政負担の軽減等を総合的に評価する。

(2) 審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価審査」を行う（図1参照）。

(3) 選定審査会

市は、事業者の選定に関し、適切かつ客観的な評価を行うため、学識経験者等の委員により構成される「静岡市海洋文化拠点施設 PFI 事業者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）を設置している。加点審査のうち提案内容審査及び価格審査については、選定委員会において行い、総合評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

市は、選定委員会からの報告を受け、落札者を決定する。

【選定委員会】

- 委員長 松岡 拓公雄（亜細亜大学都市創造学部 学部長）
- 委員 池田 文信（公益財団法人するが企画観光局 専務理事）
- 委員 高田 浩二（海と博物館研究所 所長）
- 委員 三浦 修（nora. agency 代表取締役）
- 委員 杉山 雄二（静岡市海洋文化都市統括監）

なお、入札参加者の構成員が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、働きかけを行った場合は失格とする。

(4) 審査手順

審査の手順は、次のとおりである。

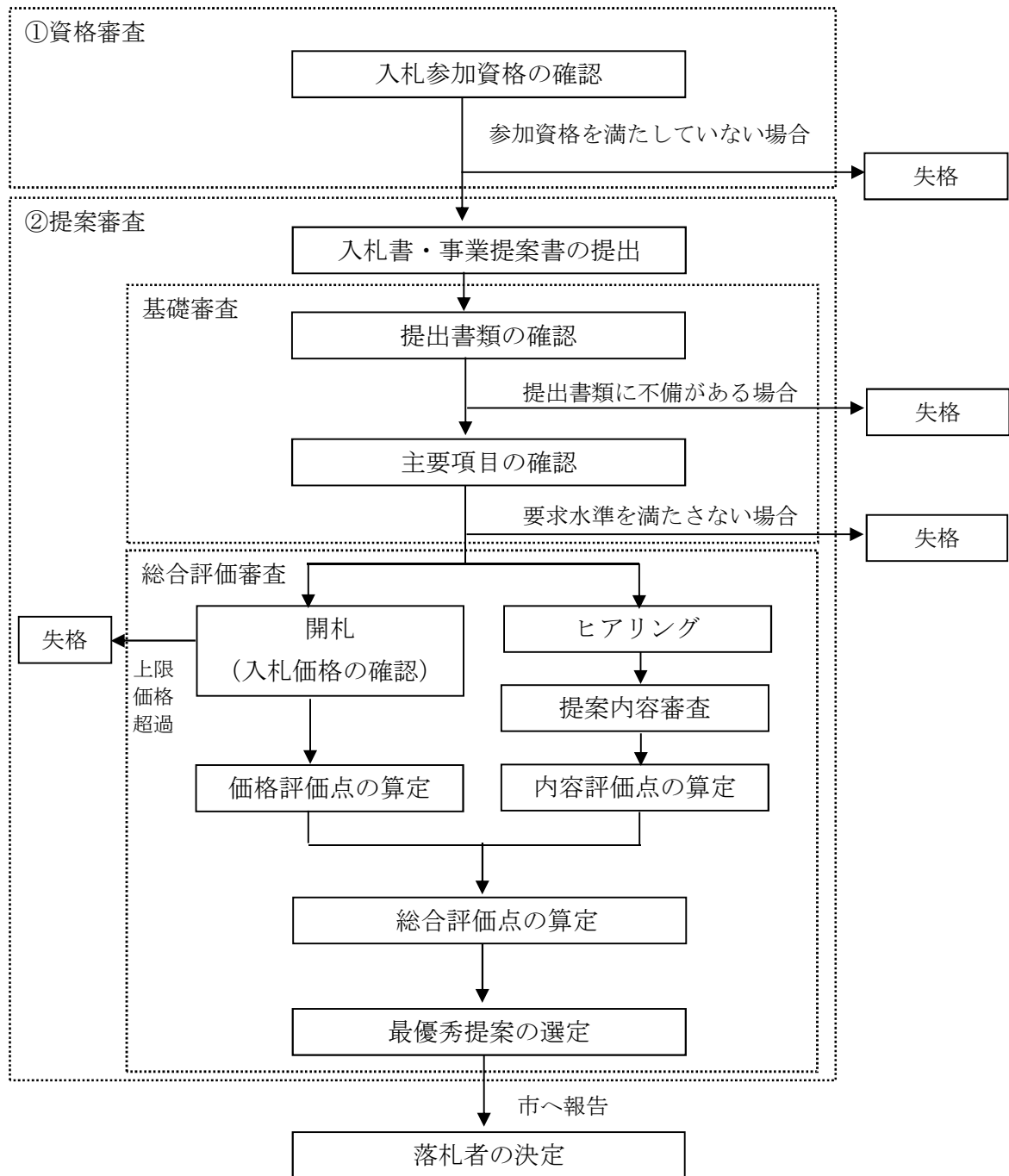


図1 審査の手順

3. 参加資格審査

市は、入札参加者から提出された入札参加表明書及び参加資格確認書類により、入札説明書に示す入札参加者が備えるべき参加資格要件を確認し、要件を満たしていない場合は失格とする。なお、確認結果は、入札参加者の代表企業に対して通知する。

4. 提案審査

(1) 基礎審査

① 提案書類の確認

市は、入札参加者の提出書類が全て入札説明書の指定どおりに揃っているかを確認する。失格とした場合、入札参加者の代表企業に対して通知する。

② 主要項目の確認

市は、入札参加者の提案内容が、入札説明書等に示す要件を全て満たしているかを確認する。基礎審査において、表1に示す入札参加者が満たすべき主要な項目を満たしていない場合は失格とする。ただし、以下に示す入札参加者が満たすべき主要な項目に限らず、提案内容が要求水準を満たさないことが合理的に判断される場合にも失格とする。失格とした場合、入札参加者の代表企業に対して通知する。

表1 基礎審査において確認する入札参加者が満たすべき主要項目

審査区分	審査項目	対応様式
共通	<ul style="list-style-type: none">提案書類全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の矛盾等がないこと。提案書類全体について、様式集に則した構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。	全様式
事業遂行能力	<ul style="list-style-type: none">全ての構成員の経常利益が3期連続で赤字でないこと。全ての構成員の自己資本金が債務超過でないこと。	決算報告書
事業計画	<ul style="list-style-type: none">事業スケジュールが供用開始に合わせた提案となっていること。実現可能な事業スケジュールとなっていること。事業実施体制、構成員及びその役割が明示されていること。特別目的会社（SPC）への出資内容が明示されているとともに、出資条件が満たされていること。資金調達計画（金額・方法・条件等）が明示されていること。事業収支計画の算定に重大な誤りがないとともに、市場価格との極端な乖離がないこと。サービス対価の総額の算定が、業務ごとに見積もられた各費用と整合が取れていること。各費用の根拠が明示されていること。リスクの分担者、分担方法、分担者のリスク管理能力が明示され	様式7-1 ～様式7-6

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来場者数予測の算定根拠が明示されており、極端に少ない来場者数予測となっていないこと。 	
施設整備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用地の土地利用・配置計画が明示されていること。 ・ 施設規模等について要求水準を満たしていること。 ・ 各諸室が要求水準を反映した性能を備えたものであること。 ・ 展示構成や展示項目について要求水準を満たしていること。 ・ 適切な施工計画が策定されていること。 ・ 提案の内容が要求水準を満たしていること。 	様式 8-1 ～様式 8-7
開業準備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開業準備業務計画が提案されていること。 ・ 提案の内容が要求水準を満たしていること。 	様式 9-1 ～様式 9-3
維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理に係る業務体制及び業務内容等が提案されていること。 ・ 提案の内容が要求水準を満たしていること。 	様式 10-1 ～様式 10-4
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営に係る業務体制及び業務内容等が提案されていること。 ・ 提案の内容が要求水準を満たしていること。 	様式 11-1 ～様式 11-9

(2) 総合評価審査

① 入札価格の確認

市は、入札書に記載された金額が上限価格の範囲内であることの確認を行う。上限価格を超える入札参加者は失格とする。

② ヒアリングの実施

審査委員会は、基礎審査を通過した入札参加者に対し、提案内容についてのヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングの開催要領については、別途入札参加者に通知する。

③ 提案価格の評価

上限価格を基準として、入札参加者の入札価格から次に示す式により価格評価点を算定する。なお、価格評価点の計算にあたっては、小数点第三位まで（小数点第四位以下を切捨て）とする。

$$\text{価格評価点} = \{1 - (\text{入札価格} / \text{上限価格})\} \times \text{価格評価の得点配分 (20 点満点)}$$

④ 提案内容の得点化方法

提案内容審査にあたり、審査委員会は提案書の内容について、提案内容審査項目（以下「審査項目」という。）の項目ごとに表 2 に示す 5 段階評価による得点化方法により得点を付与する。

表2 評価項目ごとの採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	当該評価項目において具体的な提案があり、特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において具体的な提案があり、優れている。	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目に対する具体的な提案がなく、特に優れている点はない。	配点×0.00

⑤ 提案内容の評価項目及び配点

提案内容審査においては、審査委員会において入札参加者から提出された提案書の内容について優れた提案がなされているかを表3及び別表に示す評価項目及び評価の視点に基づいて審査し、各提案の採点を行う。各項目別の評価基準、提案内容と入札価格の配点については、市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

表3 提案内容審査基準（事務局案）

評価項目	配点
提案内容に関する事項	80点
事業計画に関する事項	14点
施設整備に関する事項	26点
開業準備業務に関する事項	2点
維持管理業務に関する事項	7点
運営業務に関する事項	31点

⑥ 最優秀提案の選定

委員会は、内容評価点と価格評価点とを加算して得られた値を総合評価点とし、委員会は総合評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

なお、総合評価点が最も高い提案が複数あるときは、内容評価点が最も高い提案を行った入札参加者を上位とし、さらに同点の場合は、くじにより選定する。

$\text{総合評価点 (100点満点)} = \text{内容評価点 (80点満点)} + \text{価格評価点 (20点満点)}$

5. 落札者の決定

市は、選定審査会の選定結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。ただし、著しく得点が低い評価項目がある場合等、落札者を決定しない場合がある。

別表 提案内容審査における評価項目及び評価の視点

項目	評価の視点	配点	様式
事業計画			
事業コンセプト			
全般	<ul style="list-style-type: none"> 「国際海洋文化都市としてのブランド化」のミッションの達成に向けて、具体的かつ妥当性の高い考え方が明示されているか。 「国際的な集客と賑わい創出」のミッションの達成に向けて、具体的かつ妥当性の高い考え方が明示されているか。 「海洋分野を拓く研究・教育促進」のミッションの達成に向けて、具体的かつ妥当性の高い考え方が明示されているか。 「海洋産業の振興と経済波及」のミッションの達成に向けて、具体的かつ妥当性の高い考え方が明示されているか。 清水港・日の出地区及び周辺地域の発展等に貢献しうる具体的かつ有効性の高い提案がなされているか（清水地区の海洋研究・産業イノベーションに係る取組の提案、海洋教育に係る取組の提案、観光・まちづくりに係る取組の提案等）。 	3点	様式 7-2
事業の実施体制等			
全般	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体のマネジメント方策及び各企業の専門性や実績等を活かした役割分担が適切であるか。 東海大学、JAMSTEC 等との円滑な連携について、提案された事業内容の実現に向けた具体性かつ妥当性の高い提案がなされているか。 各業務段階に応じた会議体の体制及び年度業務計画策定調整会議（仮称）の運用方法等について、具体的かつ有効性の高い提案となっているか。 	3点	様式 7-3
資金調達計画、事業収支計画			
資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> 確実性と安定性の高い資金調達計画・債務償還計画に関する提案がなされているか。 不測の資金需要及びミュージアムの需要変動に対する予備的資金の確保等、本事業の特性を踏まえた対応策が措置されているか。 	3点	様式 7-4-1
事業収支計画	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金等の各収入の算定根拠（需要予測に基づく利用者数設定及び本施設のマーケティング戦略に基づく利用料金設定）について、中長期的な視点で具体的かつ妥当性の高い計画が提案されているか。 各費用の算定根拠（修繕計画及び展示更新計画含む）が明確であり、具体的かつ妥当な計画が提案されているか。 		様式 7-4-2 ～ 様式 7-4-6
リスク管理			
各種リスクの想定	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の特性を踏まえた、事業実施におけるリスクが網羅的かつ具体的に想定され、それに応じた適切な管理方針が示されているか。 	3点	様式 7-5
適切なリスク分担の想定	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が負担するリスクについて、構成員、協力企業等に適切なリスク分担が図られ、また、確実なリスク負担が期待できる提案となっているか。 		
収入・費用リスク	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金等の各収入が想定を下回った場合、又は事業期間中の費用が想定を上回った場合のリスクについて、対応策が効果的なものとなっており、適切な準備が示されているか。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> その他想定されるリスクについて、対応策が効果的なものとなっており、適切な準備が示されているか。 		

項目	評価の視点	配点	様式
地域社会・経済への貢献等			
全般	・ 市内企業の参画、地元雇用の促進、地場製品の活用等の方策が具体的に示されているか。	2点	様式 7-6
施設整備計画			
整備全般			
基本方針	・ 基本計画を十分理解し、「海洋・地球総合ミュージアム」となるための整備方針が具体的に示されているか。	3点	様式 8-2
業務体制	・ 設計、建設、工事監理業務の目的を理解した上で、適切な業務実施体制、業務の分担、責任の所在が示されているか。 ・ 設計・建設の適切性を自己監視するための体制・手法（セルフモニタリング）が示されているか。 ・ 市による設計・建設確認及び東海大学による設計・建設協力を効果的に実施するための方策が示されているか。		
整備スケジュール	・ 令和8年4月の供用開始を見据え、具体的かつ妥当性の高い整備スケジュールが提案されているか。		
安全・環境対策	・ 工事期間中の安全確保や環境保全対策が提案されているか。		
建築計画			
配置・動線計画	・ 日の出地区の周辺環境との調和・連携を生み出しつつ、運営・維持管理面にも配慮した配置及び動線計画となっているか。	4点	様式 8-3
仕上計画	・ 仕上計画について、清水ならではの景観を生かした特徴を有しながら、周辺環境と調和し、景観に配慮したものとなっているか。また、施設運営開始後の維持管理についても配慮したものとなっているか。		
ユニバーサルデザイン及び利便性への配慮	・ 大人や子供たちのみならず、高齢者や障がいのある方、さらに外国人などにとっても、だれもが安全に利用しやすい配慮が示されているか。		
環境への配慮	・ 環境保全や負荷低減について十分配慮した提案がなされているか。また、海水の排水処理については、適切な処理を計画されているか。		
防災計画			
耐震・津波対策	・ 耐震性能等及び津波への対策について、具体的かつ必要十分な計画となっているか。	3点	様式 8-4
災害対応対策	・ 災害への対策について、具体的かつ必要十分な計画となっているか。		
建築設備・飼育設備等計画			
建築設備	・ 建築設備について、展示生物を含めた展示物の内容等を踏まえた設備として、適切に計画しているか。	5点	様式 8-5
飼育設備等	・ 展示水槽を含めた飼育設備等について、展示生物の生態に基づく生育環境の確保・維持に必要な設備として、適切に計画されているか。		
海水供給設備	・ 海水の供給方法も含めた海水供給設備について、効率性及び経済性の観点から、適切に計画しているか。		
その他	・ 建築設備、飼育設備等設備については、ライフサイクルコストの抑制を実現できる提案となっているか。		
常設展示計画（展示エリア計画）			
全般	・ 「海洋・地球を総合的に理解する」ための展示コンセプト、展示の基本的なねらい、展示展開の基本方針を踏まえ、魅力的な常設展示計画が提案されているか（展示動線計画・展示配置計画・展示ゾーニング等）。	8点	様式 8-6

項目	評価の視点	配点	様式
水族を用いた展示	<ul style="list-style-type: none"> 展示手法のうち、水族を用いた展示について、駿河湾の陸水・浅海・深海を軸とした「わたしと海と地球」のつながりを実感できるものとなっているか。 水族を用いた展示を実現するための展示生物リスト計画について、東海大学による生物等管理業務の業務実施の観点から、具体的かつ妥当性の高い提案がなされているか。 		
実物資料・模型等を用いた展示	<ul style="list-style-type: none"> 展示手法のうち、実物資料・模型等を用いた展示について、駿河湾を中心とした海洋・地球を直感的に理解でき、興味を喚起できるようなものとなっているか。 実物資料・模型等を用いた展示を実現するための展示物リスト計画について、東海大学、JAMSTEC 及びその他関係機関からの提供等の観点から、具体的かつ妥当性の高い提案がなされているか。 		
映像・デジタル技術を用いた展示	<ul style="list-style-type: none"> 展示手法のうち、映像・デジタル技術を用いた展示について、海洋・地球の壮大なスケール感を実感でき、かつ、来館者へのインパクトによる興味が喚起されるような魅力的なものとなっているか。 映像及びデジタルコンテンツ内容について、事業期間中に継続して実施する資料収集・コンテンツ開発業務との連動性を踏まえ、具体的かつ妥当性の高い提案がなされているか。 		
その他諸室計画			
企画展示室	<ul style="list-style-type: none"> 企画展示室について、事業者の提案を含めた企画展示業務の考え方と整合しており、妥当性の高い提案となっているか。 	3点	様式 8-7
交流エリア	<ul style="list-style-type: none"> 交流エリアについて、本施設の玄関口、来訪者を迎え入れるエリアとして、妥当性の高い提案となっているか。 		
教育普及・研究連携エリア	<ul style="list-style-type: none"> 教育普及・連携エリアについて、事業者の提案を含めた普及啓発業務の考え方と整合しており、妥当性の高い提案となっている。 		
バックヤードエリア	<ul style="list-style-type: none"> バックヤードエリアについて、東海大学が実施する業務を考慮したものとなっていることに加えて、事業者の提案も含めた本施設の運営を担っていくために必要十分なものとなっており、妥当性の高い提案となっているか。 		
事務管理エリア	<ul style="list-style-type: none"> 事務管理エリアについて、SPC 及び東海大学間の業務分担及び連携の観点から、妥当性の高い提案となっているか。 		
開業準備業務			
開業準備全般			
業務体制等	<ul style="list-style-type: none"> 開業準備に係る実施体制・スケジュール・統括管理業務のあり方等について、維持管理・運営期間への円滑な実施の観点から、具体性かつ妥当性の高い提案がなされているか。 	1点	様式 9-2
業務内容			
事前広報業務	<ul style="list-style-type: none"> 事前広報業務について、ミュージアムの開館に関する市民等への周知及び開館初年度における集客につながる広報・誘客促進戦略の観点から、具体的かつ有効性の高い提案がなされているか。 	1点	様式 9-3
開館式典等開催業務	<ul style="list-style-type: none"> 本施設に相応しい開館記念イベント等が計画されているか。 		
維持管理業務			
維持管理全般			
業務体制	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務を円滑に行うための業務体制について、東海大学との連携体制や市職員との連絡体制も含め、具体的かつ妥当性の高い提案がなされているか。 	2点	様式 10-2

項目	評価の視点	配点	様式
業務内容			
各種保守管理業務（建築物、建築設備、特殊機材・展示物等、什器・備品等、植栽・外構）	<ul style="list-style-type: none"> 保守管理全般について、利用者や運営業務に支障のないような環境の維持の観点から、具体的かつ有効性の高い提案がなされているか。また、飼育設備保守管理業務を担う東海大学との現時点で想定する分担・連携方法等についても妥当と考えられるか。 予防保全を前提とした修繕計画を前提に、施設等が常に良好な状態を維持するための、保守管理業務における点検・報告・異常時の対応等の提案がなされているか。 特殊機材・展示物等保守管理業務について、ミュージアムとしての特性を踏まえ、展示業務との連動性の中で、特殊機材・展示物が常に正常な作動し施設運営に支障をきたさないようにするため、具体的かつ有効性の高い提案がなされているか。 	3点	様式10-3
清掃・環境衛生管理・警備業務	<ul style="list-style-type: none"> 清掃・環境衛生管理業務について、利用者や運営業務に支障のない環境の維持の観点から、具体的かつ有効性の高い提案となっているか。 警備業務について、利用者の安全及び展示物の保全等の観点から、具体的かつ有効性の高い提案となっているか。また、生物等管理業務を担う東海大学による閉館時間中の入退館についても十分な配慮がなされているか。 		
修繕計画			
全般	<ul style="list-style-type: none"> 修繕計画の考え方（修繕時期の根拠等）が示されているか。 予防保全の考え方に基づき、事業期間終了後も考慮した修繕計画が提案されているか。 事業者の提案の展示物・飼育設備等の内容や、本施設の特性に応じた修繕計画及び適切な修繕方法等が提案されているか。 	2点	様式10-4
運営業務			
運営全般			
業務方針	<ul style="list-style-type: none"> 運営業務の目的を理解した上で、事業コンセプトを踏まえた業務方針が示されているか。 	4点	様式11-2
業務体制	<ul style="list-style-type: none"> 運営業務を円滑に行うための業務体制について、東海大学・JAMSTECとの連携体制や市職員との連絡体制も含め、具体的かつ妥当性の高い提案がなされているか。 統括管理責任者、運営業務責任者及びその他担当者の考え方について、本施設のミュージアムとしての規模・内容に応じた体制となっているか。 		
開館日、開館時間、料金設定	<ul style="list-style-type: none"> 開館日、開館時間について、多様な来館者のニーズへの対応及び清水港・日の出地区における賑わい創出の観点から、意欲的な提案がなされているか。 各種割引料金や年間パスポート等の設定を含めた料金設定について、事業の継続のための収益性及び公の施設としての公益性の両者の側面から、適切な提案がなされているか。 		
リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 災害・緊急時等の優れた対応方針・体制が提案されているか。 防犯への取組について具体的な提案がされているか。 感染症の予防及び拡大防止等を考慮した計画となっているか。 		
環境への配慮等	<ul style="list-style-type: none"> 運営業務における環境への配慮、持続可能な社会の実現に向けた取組方針が提案されているか。 		
情報化	<ul style="list-style-type: none"> IoT等の情報通信技術（ICT）の効果的な活用が計画されているか。 		

項目	評価の視点	配点	様式
展示業務			
常設展示	<ul style="list-style-type: none"> 「常に進化する展示」という方向性を踏まえ、展示の陳腐化を回避し、利用者が「海洋・地球の総合的な理解」を深めるための展示の案内及び解説等が提案されているか。 利用者の安全性・快適性の確保及び本施設の集客力の維持のため、適切な展示の管理方針が提案されているか。 常設展示の更新計画について、効果的な時期、内容で、本施設の集客力の向上に資する計画が提案されているか。 	7点	様式 11-3
企画展示	<ul style="list-style-type: none"> 企画展示の基本的な考え方（実施方針、開催の頻度）について、本施設の設置目的の達成と本施設の集客力向上の観点から、有効性の高い提案となっているか。 初年度の企画展示開催計画及び次年度の企画展示の考え方について、本施設の設置目的の達成と本施設の集客力向上の観点から、有効性の高い提案がなされているか。 		
映像・デジタル技術を用いた展示	<ul style="list-style-type: none"> 映像・デジタル技術を用いた展示について、来館者が海洋・深海を疑似体験するにあたって、具体的かつ有効性の高い提案となっているか。 		
普及啓発業務			
解説プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 解説プログラムの実施計画について、具体的かつ有効性の高い提案となっているか（内容・頻度等）。 	6点	様式 11-4
ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップの実施計画について、具体的かつ有効性の高い提案となっているか（年間150回以上を基本とした開催回数、プログラム内容等）。 		
体験プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 体験プログラムの実施計画について、具体的かつ有効性の高い提案となっているか（年間150回以上を基本とした開催回数、プログラム内容等）。 		
学校連携	<ul style="list-style-type: none"> 学校向けプログラムの実施計画について、具体的かつ有効性の高い提案となっているか（実施方策、実施内容等）。 		
ライブラリー活動	<ul style="list-style-type: none"> ライブラリーの運営計画について、具体的かつ有効性の高い提案となっているか（メディアの提供・活用・更新の考え方、展示との連携方策等）。 		
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア養成及び活用について、海洋に関心の高い人材の育成に寄与し、多様な利用者による人々の交流促進に寄与するなど、具体的かつ有効性の高い提案となっているか。 		
資料収集・コンテンツ開発業務			
資料収集	<ul style="list-style-type: none"> 資料収集の実施計画（学術コンテンツの収集方針・関係機関との連携を含めた実施体制等）について、具体的かつ有効性の高い提案となっているか。 	3点	様式 11-5
コンテンツ開発	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツ開発の実施計画（エデュテイメントコンテンツの開発方針・外部有識者との連携を含めた実施体制等）について、具体的かつ有効性の高い提案となっているか。 博物館の多機能な役割ごとに調査研究に取り組む提案ができているか。 		
広報・誘客促進業務			
広報	<ul style="list-style-type: none"> 広報の取組について、ミュージアムとしてのブランディング戦略、入館者増加のためのマーケティング戦略の観点から、具体的かつ有効性の高い提案となっているか。 	3点	様式 11-6

項目	評価の視点	配点	様式
施設外でのアウトリーチ活動	<ul style="list-style-type: none"> 施設外でのアウトリーチ活動の実施計画について、海洋科学を中心とした「つながり」の創出の観点から、具体的かつ有効性の高い提案となっているか。 地域との連携に関する具体的な提案がされているか。 		
誘客促進	<ul style="list-style-type: none"> 誘客促進の取組（各種イベントの開催等）について、本施設の誘客促進に加えて、清水港・日の出地区における賑わいの創出の観点から、事業者の独自ノウハウを活用している提案等、具体的かつ有効性の高い提案となっているか。 その他入館者の満足度・利便性向上、入館者数の増加に向けた取組について、事業者の独自ノウハウを活用している提案等、具体的かつ有効性の高い提案となっているか。 		
統括管理業務			
統括管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の特性を深く理解し、設置主体である市や東海大・JAMSTECをはじめとする外部の連携先と調整をしながら、本事業を円滑に運営していくにあたって、具体的かつ有効性の高い提案となっているか。 	2点	様式11-7
利用料金徴収業務、来館者サービス業務、窓口業務			
利用料金徴収業務	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金の徴収方法について、利用者の利便性を高める工夫が見られるか。 	2点	様式11-8
来館者サービス・窓口業務	<ul style="list-style-type: none"> 様々な利用者に配慮した来館者サービス・窓口業務のあり方が提案されているか。 多言語対応について、本施設のマーケティング戦略に基づく利用者想定のお考え方等との整合性があり、有効性の高い提案となっているか。 		
ミュージアムショップ等運営業務、レストラン・カフェ運営業務・附帯事業運営業務			
ミュージアムショップ	<ul style="list-style-type: none"> ミュージアムショップの運営について、ミュージアム全体の事業方針等を踏まえ、魅力的な提案となっているか。 	4点	様式11-9
レストラン・カフェ	<ul style="list-style-type: none"> レストラン・カフェの運営について、ミュージアム全体の事業方針等を踏まえ、魅力的な提案となっているか。 		
附帯事業運営	<ul style="list-style-type: none"> 附帯事業の運営について、ミュージアム全体との相乗効果がある提案となっており、安定的かつ持続可能な内容となっているか。 		
収入・収益等の還元策	<ul style="list-style-type: none"> 独立採算事業として実施するミュージアムショップ、レストラン・カフェ、附帯事業運営において、提案時に想定した収入・収益等を上回った場合、ミュージアム全体の運営への還元等の提案がなされているか。また、その内容が魅力的な提案となっているか。 		